

社会福祉法人 鳳友福祉会

役員報酬並びに費用弁償に係る支給規程

## 社会福祉法人 鳳友福祉会

### 役員等・選任解任委員の報酬並びに費用弁償に係る支給規程

#### ( 目 的 )

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳友福祉会（以下「この法人」という）  
定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び選任解任委員の報酬並び  
に費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### ( 定 義 )

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

#### ( 役員等及び選任・解任委員の報酬 )

第3条 報酬は、次により支給される。

- ① 理事会への出席
- ② 監事が監査を行うとき
- ③ 評議員会への出席
- ④ 選任・解任委員会への出席
- ⑤ 前各号の他、理事長が必要と認めたとき
- ⑥ 報酬の額は別表1に定める額とする

#### ( 報酬等の額の算定方法 )

第4条 役員等に対する報酬等の額は、評議員会において決定する。

#### ( 報酬等の支給方法 )

第5条 役員等、選任・解任委員への報酬は、理事会又は評議員会、選任・解  
任委員会への出席等法人・施設運営のための業務を行った都度、支給する。

#### ( 費用弁償 )

第4条 費用弁償の支給対象は、次のとおりとする。

- ① 研修会、講習会への参加のための費用はこの法人旅費規程に基づいて、旅費を支給する

#### ( 公表 )

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項3号に定める  
報酬等の支給の基準として公表する。

#### ( 改 廃 )

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

- ① 規程第3条⑥に定める役員の報酬は出席1回につき日当、交通費を含めて5,157円とし総額については理事250,000円、監事100,000円とする。
- ② この法人の旅費規程は、施設保育園の旅費規程を適応する。

名 称	報酬額（日額）	総 額
理 事・監 事	5, 157円	350, 000円
評 議 員	5, 157円	150, 000円
評議員選任・解任委員	5, 157円	